

令和7年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月28日（金）午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員

農業委員	7名
農地利用最適化推進委員	5名

農業委員

1番	橋口 昌央	2番	幸妻 正浩	3番	上野 光正
5番	永友 薫	6番	松井 正一郎	7番	坂元 洋子
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進員

1番	宮越 美秋	3番	山本 浩司	5番	小原 拓也
7番	坂本 幸	8番	加藤 重利		
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
1番 久保田 伸博
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定（別記のとおり）
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第52号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第5 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第7 議案第55号 農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 第8 議案第56号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 吉田 竜人

（開会 14時00分）

[事務局]

それでは、会議の進行を坂本会長、よろしくお願ひいたします。

[議長]

ただいまから、令和7年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、5名が出席です。

なお、欠席の2番、久保田伸博推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番、上野光正委員、5番、松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日11月28日、金曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、11月の業務報告について、になります。

5日に「JAと農業委員会との農業者年金加入推進に係る意見交換会」が開催されております。

9日に「みやざき就農応援相談会2025」が開催されております。

12日に「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」が開催されました。

同じく12日に「農地買入協議の特例事業」も行っております。

17日に「非農地判断に伴う現地調査」を行っております。

18日から20日まで「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会及び先進地視察研修」が長崎市で行われております。

21日に事務局職員の「タブレット操作研修」が行われました。

近々、委員の皆様にも操作研修を行う予定としております。

その際に、担当区域ごとに1台ずつ、タブレットを配布する予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

25日に「農地関係制度等に関する説明会」が開催されております。

同じく25日に「高鍋町議会の臨時会」が開催されております。

26日に「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

本日になりますけど「高鍋町新農業振興対策協議会の農政部会」が、除外関係ですけど開催され、会長が出席しております。

11月の総会関係になりますけれども、20日が現地調査で、本日が総会となっております。

続いて12月の業務計画です。

4日から16日まで、定例の「高鍋町議会」が開催されます。

今年は26日、金曜日が仕事納め式となります。

総会関係ですけども、19日が現地調査で、25日が総会になりますので、日にちを間違えないようにお願ひいたします。

業務報告と計画については、以上でございます。

続いて、県進達経過報告です。

令和7年10月28日、火曜日、農業委員会総会承認分。

農地法第5条申請、○○○○と○○○○さんの工事車両の通行路の件、○○○○と○○○○さんの専用住宅の件については、どちらも令和7年11月7日付で許可となっています。以上です。

はい、4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
畠 767m² ほか5筆 計12, 003m²

所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

2番 所在 大字上江〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畠 5, 751m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

2件とも、相続による所有権移転となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地の時効取得に関する通知について」です。

農地の所在 高鍋町大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊

〇〇〇〇さんが今回取得されました。

〇〇〇〇さんに農地取得に係る経緯を伺ったところ、当該農地は、〇〇〇〇さんの父の代から維持管理を続けており、弁護士に相談の上、裁判所に申し立て、義務者の相続人、全員の了承を得えられたため、時効取得をされたとのことです。

現地には古い家屋が建っており、農地転用の手続きを必要とすることを、聞き取りの際に伝えております。以上です。

〔議長〕

ただいまの報告、2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第52号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、6ページをお開きください。

議案第52号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年10月29日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○* * * *番* 畦 398m²

2番 令和7年10月30日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○* * * *番*

畦 4, 729m² ほか1筆

申し出のそれぞれの地図について、7ページから12ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売り渡し申し出 担当委員 5番 小原 拓也 推進委員
順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

2番 売渡し申し出 担当委員 5番 小原 拓也 推進委員
順番委員 8番 加藤 重利 推進委員

よろしくお願いします。

日程番号5、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13ページをお開きください。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 有償
農地の所在 大字○○字○○＊＊＊＊番＊
田 792m² ほか7筆 計9, 762m²
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 ○○○○

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

区域が違いますので、それぞれで説明をお願いします。
最初に3番。

[3番]

はい。まず、申請地を説明させていただきます。

15ページから18ページまでが、私の説明になっておりますが、議案の○○＊＊＊＊番＊から○○＊＊＊＊番＊まで5筆が、私の担当となっております。

15ページを開けていただきますと、真ん中に通っておりますのが、県道の○○線ですが、○○から○○方面に300mぐらい行きますと、右側が字○○で左側が○○となっております。○○の三角地が＊＊＊＊番＊ということで、○○というのがありますが、すぐ東側になります。○○団地の隣になります。

それから＊＊＊＊番＊から＊＊＊＊番＊までが字○○であります。右側の赤く囲んであります四角地です。こここの4枚がこの中に入っております。

中畦はありません。

16ページのとおり、ちょっと見ていただきますと、ここに青線で囲んでありますけれども、○○も○○も、いずれもトラクターで耕運がされておりましたを確認いたしました。

いずれも○○が、特例事業の分割タイプを活用しての売買により、使用収益権を設定しておりましたが、支払いが終わったということにより、所有権移転を申請するものであります。

理由は、規模の拡大ということです。

幸妻委員が後で説明される、字○○と○○の3筆と合わせて全部で8筆あります、対価は8筆合計で○○○○円ということで、10a当たり○○○○円ということであります。

購入される○○○○さんは、皆さん御承知と思いますが、○○で○○をはじ

め、米の加工、流通、卸販売など、幅広く経営をされております。

所有権移転後、使用する農地は、これまでも水田として利用されておりましたので、今後も同様に利用する予定であります。

農地の周辺の農業上の利用に、影響を及ぼすことはないと思われております。後は幸妻さん、お願いします。

[議長]

それでは、次に2番。

[2番]

はい。私の担当区、3筆を説明させていただきます。

その中の1筆は、○○を過ぎますと○○に行く道がありますが、そこを行くと右側に○○の○○があります。1筆はそのすぐ真下でございます。17ページに小さく三角みたいになっているのが、○○のすぐ下でございます。

後2筆は、その東側100mぐらいのところにあるのですが、○○の集落の南側に位置するところでございます。内容については、先ほど上野委員がおっしゃったとおりでございます。以上です。

[議長]

事務局から、補足するございましたらお願いします。

[事務局]

はい、19ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13ページにお戻りください。

2番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 畑 401m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。

農地法第3条による所有権移転の案件です。

渡し人の〇〇〇〇さんは、〇〇在住で、こちらで営農はされておらず、一方の受け人、〇〇〇〇さんは御承知のとおり、主に〇〇及び〇〇地区において、〇〇の生産をされています。

今回は経営規模の拡大ということで、合意申請に至りました。

申請地は、21ページを参照していただきますと、ここには出ておりませんが、ページの右側に〇〇の工場がありまして、〇〇西側駐車場から西方向へ一ブロック、距離にして250mほど行った畠の真ん中に、赤い斜線の部分が今回の申請地になります。

現在、既に〇〇が植えられ一体的に管理されておりまして、申請地をどこか特定することは多少困難でありましたが、大体この辺だろうということで、立会いされた皆さんの了承を得たことを報告しておきます。

特に問題なかろうと思いますが、今回の申請は、〇〇〇〇氏から〇〇〇〇さんへ無償譲渡ということで、金額は発生しておりません。以上、御審議をお願いいたします。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員 8番。

[推進委員 8 番]

はい、8番。

松井委員の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足するございましたらお願ひします。

[事務局]

はい、23ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

日程番号6、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、24ページをお開きください。

議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 高鍋町大字○○字○○＊＊＊＊番＊ ほか2筆
登記地目 畑 現況地目 畑
合計面積5, 067m²のうち転用面積は35. 011m²
賃貸借権の設定です。
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○
転用目的は、営農型太陽光発電事業です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、御説明いたします。

申請地は、26ページを見ていただきますと、この真ん中に通っているのが県道○○線であります。○○坂を上って○○のグラウンドを通って、ずっと○○辺りまで行く県道になっております。○○の作業場から西に約120m行つたところです。○○の真東になります。

営農型太陽光発電事業をやっておられるということで、その支柱部分なのですが、合計223本あります。面積は今説明がありましたけど、35m²ぐらいです。これが第1種農地ということで、3年に一度、見直しが必要であるということで、令和元年11月に許可されて、営農型太陽光発電事業を始めまして、前々回、前回同様、許可を求めるものとなっております。

土地の賃借料は、令和元年11月に令和17年度まで○○○○円を支払い済みということです。

雨水は、農地部分に浸透させるということです。

営農型太陽光発電事業として使用するため、汚水は出ないということです。営農型太陽光発電の下には、○○という地鶏や炭火焼をしたときに、皿の上に敷く○○の○○みたいな感じです。あれを植えておられたということで、確認をいたしました。以上、説明を終わらせていただきます。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね 10 ha 規模の区域内にある農地で、第1種農地となります。

當農型太陽光につきましては、第1種農地でも許可対象となっておりまして、一時転用の期間が3年以内と定められております。

今回は、3年前の許可の期限が切れることによる更新申請となります。

3年前の許可期間が、令和4年11月19日から令和7年11月18日までとなっておりましたので、本来であれば10月に申請されるべきところでしたが、更新が必要なことを認識していたものの、申請時期を失念しております。申し訳ありません。という旨の始末書が添付されております。

先ほど上野委員から御説明がありました、賃料につきまして、少々修正をさせていただきます。

上野委員からの御説明のとおり、令和元年に事業を開始された時点で、15か年分の賃料を先払いされております。1年当たり〇〇〇〇円ということで、令和元年にお支払いされた金額は〇〇〇〇円。上野委員のおっしゃられました〇〇〇〇円は、今回許可を受けた分の3か年分の金額となっております。以上、補足となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第55号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番から2番まで、2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

所有権移転、1番と2番の説明をさせていただきます。

29ページになります。

1番 農地の所在 大字○○字○○*****番*
田 ほか4筆 計4, 452 m²
渡し人 ○○○○
受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

2番がその農地につきまして、
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 ○○○○

という議案になります。担当の推進委員より御説明お願ひいたします。

[議長]

推進委員 8番。

[推進委員 8番]

はい。8番、説明いたします。

この案件は、宮崎県農業振興公社の特例事業即売りタイプとなります。

○○○○さんから、宮崎県農業振興公社さんへの有償移転です。

申請地は、○○にある国道10号線沿いにある、○○の信号を南に行くと、一つ目の信号を左折してすぐ2枚目に、○○の*****番*があり、そこを左折してハウスの間を通り100mぐらい行くと、右角に○○の*****番*があります。

更に道なりに直進して500m行くと、○○川の手前から2枚目の○○の*****番があり、更に道なりに直進して行くと、突き当たりのところを右折し、踏切を渡るのですが、軽トラ1台分ぐらいの幅で、そこを渡って家の間を抜けて、突き当たりを右折して、また南に300mぐらい行き○○川から2枚目に○○の*****番*、更に南へ500mぐらい行くと左側に住宅があり、住宅から2枚目に○○の*****番があります。

現地を確認したところ、5筆ともきれいに耕運されていました。

価格は○○○○円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[事務局]

少し補足です。

[議長]

はい、どうぞ。

[事務局]

1番が、〇〇〇〇さんから公社へ対価が〇〇〇〇円。

その農地を今度は、公社から〇〇〇〇さんへ対価が〇〇〇〇円というのは、手数料分が〇〇〇〇さんは入っていますので、全筆で〇〇〇〇円の価格です。

手数料が入るか入らないかの違いで、〇〇〇〇さんに売渡しということになります。以上です。

[議長]

はい。何か質問ございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番から19番まで、19件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、30ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番 畑 5, 939m²

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の前に、西に行く道があるのですが、そこを200mほど上って行くと、急坂になり右側に牛舎があるのですが、その真ん前の農地の奥です。道路沿いからもう一つ奥山の奥に、農地があります。

〇〇〇〇さんは、〇〇を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番

畠 ほか2筆 計8, 736m²

渡し人 ○〇〇〇

受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介して継続のための賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明したところにありますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農地が1枚になっています。

こちらも〇〇が植えてありました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番 田 2, 501m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、東に50mぐらい行き右折して、そこから更に70mぐらい行って、もう一つ右折します。右折して道がかなり狭かったのですが、そこを30m行った突き当りの左手の農地になります。

〇〇〇〇さんは、甘藷、水稻、麦を生産されている認定農業者です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番
田 ほか1筆 計1, 525m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の南側、いちばん端にあるトラック出入口から南へ70m行き、右折して西に40m行くと、左側に＊＊＊＊番があります。

それを更に行くと、十字路を左折して、十字路の右角から2枚目が＊＊＊＊番＊の農地です。

現地を確認したところ、2筆とも雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
田 570m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は先ほど説明した、十字路のところにある＊＊＊＊番＊の農地の隣の農地になります。

現地を確認したところ、少し草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、32ページになります。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊

田 ほか1筆 計2, 288m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、〇〇へ70mぐらい行くと大きな十字路があります。そこを右折して南へ350mぐらい行くと、最初の十字路を左折して150m行った左側の農地になります。

＊＊＊＊番＊と＊＊＊＊番＊で、2筆ですが1枚になっておりました。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 田 911m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7番。

[推進委員 7番]

はい。7番、説明いたします。

農地中間による貸借権の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの契約終期に伴う継続のための賃貸借契約です。

場所は、県道〇〇線に〇〇という店があります。その店を東に30mのところに、〇〇川に架かる〇〇橋があります。橋の東たもとから南東に向かう農道があり、その農道から80m進んだところの田んぼです。

〇〇〇〇さんは、その端から〇〇〇〇さんの田んぼまで全部借りて、飼料稻の後に今、牧草が30cmぐらい伸びていました。

期間は1年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
畠 ほか1筆 計3, 151m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間を通しました貸借権設定でございます。

申請地は、○○の○○から、北西へ約300m行った右側にありました。

現地を確認したところ、○○が植えてありました。

賃貸料は、10a当たり○○○○円です。

ちなみに○○○○は、皆さん御存じのとおり認定農業者でございます。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、33ページになります。

9番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番* 畦 1, 391m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を通して○○○○さんへの契約終期に伴う継続のための使用貸借契約です。

場所は、○○です。

○○○○さんは、大根、甘藷等を生産されている認定農業者です。

場所は、○○さんから北に進んで、一つ目の十字路を左折したら上り坂があるので、そこを上って行った頂上の右側に圃場がありました。

圃場は、耕運されておりました。

今回は、賃借料は発生しておりません。期間は5年間です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
田 ほか1筆 計2, 961m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇への契約終期に伴う継続のための賃貸借契約です。

場所は、〇〇になります。〇〇から〇〇へ3kmほど進んで行った、左側の田んぼになります。

現地を確認したところ、耕運されていましたが、残渣が残っているような状態でした。

1反当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間となります。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊ 田 1, 533m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。 5 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を通して○○○○への契約終期に伴う継続のための賃貸借契約です。

場所は○○になり、 ○○から東に進み、 南側に田んぼが並んでいるのですけど、 ○○から東に 3 筆目の田んぼになります。

現地を確認したところ、 耕運されておりました。

1 反当たり○○○○円で、 期間は 5 年となります。 以上です。

[議長]

12 番の案件について、 事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、 34 ページになります。

12 番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番*
畠 ほか 7 筆 計 4, 286 m²
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。 5 番、 説明いたします。

○○○○さんから、 公社を通して○○○○さんへの契約終期に伴う継続のための賃貸借契約です。

場所は○○で、 未相続農地となります。

相続人代表が、 ○○○○さんです。

○○○○さんは、甘藷、白ネギ等生産されている認定農業者です。場所は○○から、西に1.5km進んだ先の右側の圃場になります。現地を確認したところ、耕運されておりました。

1反当たり○○○○円で、期間は5年間となります。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、35ページになります。

13番 農地の所在 大字○○字○○*****番 畑 2, 465m²
渡し人 ○○○○
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの公社から中間管理機構を使っての利用権貸借です。

申請地は、○○地区にある○○が行われるところから、東へ50mほど行くとカーブミラーがある突き当たりになります。そこを右に100mほど行った左側の道沿いに、ほかの土地もだと思うのですけども、そこ全体が○○畠になっていました。その一部だと思います。

○○○○さんは、○○の生産をされている認定農業者でもございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり○○○○円です。

また、後4つの案件が○○○○さんの受け人なので、詳細は全て省かせていただきます。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
畠 ほか1筆 計3, 119m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社から中間管理機構を使っての利用権貸借です。

申請地は、先ほどの〇〇のところから、今度は反対の西に150m行くと、農道の交差点がございます。そこを右に80mほど行った道沿いの左側に2筆ともございました。

現状は、〇〇が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇＊＊＊＊番＊
畠 ほか1筆 計1, 555m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの公社から中間管理機構を使っての使用貸借でございます。

申請地は、○○前の国道 10 号線を 50 m ほど上がって行くと、右に入る農道がございます。そこをぐるっとユーターンするように回って 30 m ほど行くと、左側に農道を連なって、ずっと細長く 2 筆がございました。

○○が植えてありました。

期間は 5 年で賃借料は、使用貸借でございません。以上です。

[議長]

16 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、36 ページになります。

16 番 農地の所在 大字○○字○○* * * * 番 畦 1, 733 m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの公社から中間管理機構を使っての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した 10 号線から右に入った農道を、すぐ今度は左に北側に、砂利道といいますか、整備されていない農道を 100 m ほど行った左側にございます。

ここも○○が植えてありました。

期間は 5 年で、賃借料は 10 a 当たり○○○○円だそうです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畦 409m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

未相続農地になっていまして、〇〇〇〇さんは、代表の〇〇〇〇さんになっております。

〇〇〇〇さんへの、公社から中間管理機構を使っての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明したところになるのですけども、〇〇が同じように連なって植えてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇* * * *番 畦 1, 526m²
渡し人 ○〇〇〇
受け人 ○〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの賃貸借契約です。

○○○○さんは、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、○○から南に200mほど進んで、そこを右折しまして、150mほど西側に行った右側の農地になります。

現地を確認したところ、白菜が植えてありました。

期間が5年で、10a当たり○○○○円のことです。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、37ページになります。

19番 農地の所在 大字○○字○○* * * *番* 田 2, 568m²

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番、説明いたします。

○○○○さんから、公社を介して○○○○さんへの契約終了に伴う継続のための賃貸借契約です。

○○○○さんは、パプリカ、水稻、キュウリなどを生産されています。

場所は、○○を東に進み、1つ目の十字路を左に曲がりまして、そのまま真っすぐ進み、止まれを右折して右側にある1つ目のハウスになります。

現地を確認したところ、パプリカが植えてありました。

期間が5年で、10a当たり施設込みで○○○○円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から19番まで、19件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から19番まで、19件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から19番まで、19件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第56号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。

1番から15番まで、15件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、38ページをお開きください。

議案第56号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」です。

今月17日の午前中に、松井委員、上野委員、加藤推進委員、久保田推進委員、午後からは、坂本会長、永友委員、宮越推進委員、山本推進委員により現地調査を実施いたしまして、非農地と判断いただきました15筆、7,238m²を議案に挙げております。

説明につきましては、基本的に1筆ずつ行いますが、複数の筆で、既に森林の様相を呈していることなどを目視により確認した場所につきましては、該当する複数の筆数にて行います。

非農地判断マニュアルにより、現況写真を撮影して保存することが明記されておりますので、議案と航空写真の後に、現況写真を付けております。

議案は38ページから、航空写真は40ページから、現況写真は46ページからになります。

それでは説明いたします。

1番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畑 158m²

航空写真では、40ページになります。

場所は〇〇になりますが、国道10号線沿いの〇〇の東側になります。

現況写真は46ページの上に付けておりますが、狭小地で、復元しても継続して利用する見込みがないため、今回挙げております。

こちらは、上野委員と久保田推進委員の担当区域になります。

続きまして、2番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畑 1, 275m²

こちら航空写真は41ページで、場所は〇〇、〇〇の東に150mくらい行ったところになります。

現況写真は46ページの下に付けておりますが、進入路がなく雑木が複数存在し、全体的に山林化しているため、今回挙げております。

こちらは、坂本会長と宮越推進委員の担当区域になります。

3番から15番につきましては、全て永友委員と山本推進委員の担当区域になります。

3番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 畑 542m²

航空写真は、42ページになります。

場所は、左下です。場所は〇〇で、航空写真のいちばん下の真ん中辺りに〇〇とありますけど、そこから国道10号線を越えて西に100mくらいのところになります。

現況写真は47ページの上になりますが、進入路がなく雑木が複数存在し、全体的に山林化しているため、今回挙げております。

続いて4番から7番を説明いたします。

4番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 971m²

5番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 310m²

6番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 176m²

7番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 1, 033m²

航空写真は、先ほどの42ページです。

場所は先ほど説明いたしました、〇〇の北側になります。

現況写真は47ページの下に付けていますが、雑木が複数存在し、全体的に

山林化しているため、今回挙げております。

続いて、8番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 234m²

航空写真は先ほど説明いたしました、42ページの4番と7番の上といいますか、北側になります。

現況写真は、48ページの上に付けています。

狭小地で雑木が複数存在し、全体的に山林化しているため、今回挙げております。

9番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 18m²

航空写真は42ページ、先ほど説明いたしました8番の西側になります。左側です。

現況写真は48ページの下に付けていますが、こちらも狭小地で雑木が複数存在し、全体的に山林化しているため、今回挙げております。

10番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 70m²

航空写真は43ページで、場所は先ほどの9番から北に100mの辺りになります。

現況写真は49ページの上に付けておりますが、狭小地で周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

11番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 319m²

航空写真は先ほどの43ページで、10番の川から水路を越えた北側になります。

現況写真は49ページの下に付けていますが、周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

続きまして、12番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 319m²

航空写真は43ページ、先ほどの上になります。

現況写真が50ページの上になります。

こちらも周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

続きまして、39ページになります。

13番 大字〇〇字〇〇* * * *番* 田 14m²

航空写真は先ほどの43ページ、道路を越えて西側になります。

現況写真は、50ページの下になります。

狭小地で周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

続いて、14番 大字〇〇字〇〇****番* 田 809m²

航空写真が44ページになります。

場所は、〇〇に行く一つ手前の坂を上がった西側に貯水池がありますが、その北東の辺りになります。

現況写真は51ページの上になりますが、進入路がなく周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

最後に、15番 大字〇〇字〇〇****番 畑 990m²

こちら航空写真は、45ページになります。

場所は、左に見えるのが国道10号線で、〇〇交差点を右折して500mぐらい行ったところになります。

現況写真は51ページの下になりますが、****番の航空写真を見ていただけとわかるのですけど、15番のところに四角い形がありますけども、まずそこが所有者の自宅になっておりまして、進入路が坂になっており、建物があり機械も入らないのと併せて、雑木も複数存在し山林化しているため、今回挙げさせていただいております。

以上、15筆になります。よろしくお願ひします。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から15番まで、15件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から15番まで、15件の案件について、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から15番まで、15件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、全てを終わりました。

これをもちまして、令和7年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会します。

(閉会 15時07分)